

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

- 専決処分日 令和 3 年 2 月 5 日
- 専決処分の内容 予算 1 件（令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 13 号））

○ 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 13 号）の概要

1 総括

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県内飲食店等の事業者に対して更なる営業時間短縮の要請を行うことに伴い、協力金を支給することに要する経費について補正予算を措置した。

2 補正予算の規模

一般会計 852 億 4,256 万円

(補正後累計 2 兆 4,537 億 7,573 万 6 千円)

3 内容

営業時間短縮要請の期間延長に伴う「埼玉県感染防止対策協力金」の支給

- ・要請期間：令和 3 年 2 月 8 日から令和 3 年 3 月 7 日まで（28 日間）
- ・支給対象：県内全域において、期間中、営業時間の短縮に協力した飲食店（バー、カラオケボックス等を含む。）を運営する事業者
- ・営業時間：午前 5 時から午後 8 時まで（酒類提供時間は午前 11 時から午後 7 時まで）

4 財源

国庫支出金

(参 考)

地方自治法第 179 条第 1 項

（前略）普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、（中略）当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（後略）